

公立大学法人県立広島大学研究費不正使用防止対策取扱規程

平成19年10月23日

(目的)

第1条 公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）における研究費不正使用防止対策の取扱いについては、公立大学法人県立広島大学寄附受入れ規程（平成19年法人規程第95号）、公立大学法人県立広島大学研究奨励寄附金規程（平成19年法人規程第96号）、公立大学法人県立広島大学受託研究規程（平成19年法人規程第97号）、公立大学法人県立広島大学共同研究規程（平成19年法人規程第98号）、公立大学法人県立広島大学基本研究費に関する規程（平成19年法人規程99号）、公立大学法人県立広島大学提案公募型研究取扱規程（平成19年法人規程第100号）その他関係する法令、規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「各事務組織」とは、法人本部、庄原キャンパス事務部及び三原キャンパス事務部をいう。

(研究費の取扱の権限及び責任者)

第3条 法人の研究費を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、法人全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、理事（事務局長）をもって充てる。
- 4 部局責任者は、各キャンパスにおける研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各事務組織の長（ただし、法人本部については総務担当部長）をもって充てる。
- 5 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切に指揮監督を行わなければならない。

(不正防止計画の策定及び推進)

第4条 統括管理責任者は、研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を策定しなければならない。

- 2 不正防止計画の策定及び推進に係る事務は、関係部課の協力を得て、本部財務課において処理する。

(不正防止計画の策定及び実施報告)

第5条 統括管理責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、部局責任者に通知し実施させるものとする。

- 2 部局責任者は、事業年度ごとに、不正防止計画の実施状況について、統括管理責任者に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとする。報告内容が不適当と認める場合には、部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。

4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(相談窓口等の設置)

第6条 法人における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、次の各号に掲げる課をもって組織する。

(1) 広島キャンパスについては、本部財務課とする。

(2) 庄原キャンパス、三原キャンパスについては、各事務部総務課とする。

3 相談窓口は、法人における研究費に係る事務処理手続に関する組織内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第7条 法人における研究費の不正使用に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、本学における公益通報を受ける窓口である本部総務課に置き、本部総務課の長をもって通報窓口を受ける担当者（以下、「通報窓口担当者」という）に充てる。

3 前2項の規程のほか、通報に関する取扱いについては、公立大学法人県立広島大学職員等からの公益通報に関する規程（法人規程第72号）に準拠する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月23日から施行する。